

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	輸送機用誘導弾発射システムの基礎的運用研究用役務（海上での計測器材回収に関する役務）	開発LPS-N14330	
		作成	令和6年12月12日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	航空開発実験集団		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、飛行開発実験団（以下，“飛実団”という。）における輸送機用誘導弾発射システム（以下，“CMLS”という）の基礎的運用研究において、空中投下物等を投下した際に分離され浮遊する計測器材の日本海海上における回収及び計測器材から取り外した計測器の飛実団までの輸送に関する役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

1.2.1 輸送機用誘導弾発射システム（CMLS：Cargo Missile Launch System）

C-2輸送機から高高度投下され、SASMを発射するためのシステムをいう。

1.2.2 SASM

12式地对艦誘導弾能力向上型（空発型）

1.2.3 空中投下物等

C-2輸送機から投下するSASMを格納するための筐体を模擬した物体並びに投下に必要なプラットホーム、物料傘及び抽出傘等をいう。

1.2.4 計測器材

投下の荷重特性を記録する計測器、計測器を収納する計測ボックス、投下の際に計測ボックスを減速させるためのパラシュート及び計測ボックス着水時に浮かせるための浮力体を含めた物

1.2.5 スプラッシュエリア

投下物の着水予想場所で、半径30NMのエリア

1.2.7 物料傘

プラットホーム空投梱包の落下速度の低減・安定化に使用する傘

品名	輸送機用誘導弾発射システムの基礎的運用研究用役務 (海上での計測器材回収に関する役務)
----	--

1.2.8 抽出傘

プラットホーム投下方式における空投梱包を機外に抽出するために使用する傘

1.2.9 プラットホーム

輸送機から装備や物資等を空投する際に、これらを固縛するために使用する板状の台

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 引用文書

1) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

4 補 L P S - 0 0 0 0 1 外注整備共通仕様書

2) 法令等

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）

港則法（昭和23年法律第174号）

船舶安全法（昭和8年法律第11号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第4補給処官給品等取扱要領

3) 技術資料

空中投下物等に関する資料

2 役務に関する要求

2.1 役務実施場所、人員及び期間

役務実施場所、人員、工数及び期間は、表1による。

表1 役務実施場所、人員及び期間

役務実施場所	人員（最大）	期 間
小松沖（金沢港拠点）及び 飛行開発実験団（岐阜基地）	10人/日	契約締結日 ～ 令和7年3月24日
注記：金沢港の出港日及び計測器材の回収日等については、飛行開発実験団との調整による。最大5回の回収を実施する。		

2.2 金沢港使用に係る申請手続き等

契約の相手方は、金沢港使用に係る申請手続き等を実施するものとする。

2.3 計測器材の概要

計測器材の概要は、付図のとおり。

2.4 計測器材の回収

品名	輸送機用誘導弾発射システムの基礎的運用研究用役務 (海上での計測器材回収に関する役務)
----	--

a) 金沢港から待機位置まで

契約の相手方は、金沢港を拠点とし、待機位置（N：36° 53' 41 E：135° 27' 19を基準）まで進出するものとする。出港は空中投下試験実施の判断をもって決定し、空中投下試験の実施及び待機位置を変更する場合は、監督官の確認を得るものとする。

なお、出港時には、気象海象について公開情報及び専門会社から取得した情報を基に実況及び予報を実施し、監督官に通知するものとする。

b) 待機位置から計測器材回収地点まで

契約の相手方は、投下位置が確定したら、待機位置からスプラッシュエリアの外側まで移動するものとする。投下物が着水するまでは、スプラッシュエリア内には進入せず待機するものとし、着水後、計測器材の着水地点に向かい移動するものとする。スプラッシュエリアの地点及び範囲については監督官の確認を受ける。計測器材回収地点への移動については、計測器材から発する位置情報を電子メールまたは飛実団から船舶電話等により入手し、監督官の確認を得て、当該位置情報を表示するナビゲーションシステムにより計測器材回収地点へ移動するものとする。

c) 計測器材回収地点における回収作業

契約の相手方は、計測器材回収地点にて、浮遊する計測器材を視認後、回収作業を実施するものとする。回収作業の要領については、契約相手方の計画によるものとする。なお、日没後から日の出までの間は、回収作業を実施しないものとする。

d) 計測器材回収地点から金沢港まで

契約の相手方は、初回の回収作業終了後は、金沢港に向かうものとする。2回目以降について、次の空中投下試験が金沢港を出港して10日以内に実施される場合、金沢港への帰港もしくは洋上での待機並びに待機位置については、飛実団から船舶電話等により監督官の確認を得るものとする。

2.4 計測器材等の輸送

契約の相手方は、回収した計測器材等を金沢港入港後に契約相手方の準備した運送業者により飛実団へ輸送する。輸送回数は5回とし、輸送については、以下のとおりとする。

a) 計測器の輸送

計測器は監督官の確認のもと、計測器材から取り出すものとし、取り出された計測器は、速やかに飛行開発実験団航空機技術隊（以下、“飛実団航技隊”という。）に輸送するものとする。

b) 計測器材の輸送

計測器を取り外した後の計測器材は、飛実団航技隊に輸送するものとする。輸送については、最後に投下した計測器材回収後、まとめて輸送することを可とする。

c) 試験データ

官側（飛実団航技隊）が取得した空中投下物等の投下に係る試験データは、飛実団航技隊に輸送するものとする。

2.5 執務場所の提供

契約相手方は、乗船する監督官（2名）に対し、執務場所を提供するものとする。

2.6 通信支援

品 名	輸送機用誘導弾発射システムの基礎的運用研究用役務 (海上での計測器材回収に関する役務)
-----	--

飛実団と監督官における連絡等を行う場合、船舶電話及び電子メールによる通信支援を実施するものとする。また、計測器材の搜索は、ナビゲーションシステムにより実施することを主とする。

2.7 不測事態

契約の相手方は、計測器材の不具合等により所在が不明の場合、計測器材が最後に確認された座標から海流及び風の影響により流された位置を予測して搜索を実施する。計測器材の内蔵バッテリー作動時間（約72時間）を過ぎた時点で発見できなければ、監督官の確認を得て、飛実団の判断で搜索を中止する。

3 監督・検査

監督及び検査は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）が定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4 その他の指示事項

4.1 提出書類

契約相手方は、付紙に示す作業日誌を作成し、監督官の確認を受けるものとし、最大5回の回収が終了し、計測器及び計測器を取り外した後の計測器材の輸送終了後、納期までに飛実団（航技隊長気付）に提出するものとする。

4.2 安全管理

- a) 契約相手方は、法令等を遵守するとともに、これら法令で定められた安全管理及び手続等を行うものとする。
- b) 気象海象の悪化により緊急避難が必要な場合は、速やかに必要な処置を講ずるものとする。
- c) 人員の安全確保を最優先し、役務作業中に異常が認められた場合、速やかに監督官に通知するとともに、安全処置に万全を期するものとする。

4.3 その他必要な事項

a) 契約相手方準備品等

契約の相手方は、回収船（通信機材、ナビゲーションシステム、燃料、水及び食料等を含む）、計測器材回収用器材、計測器材輸送車両及びその他回収作業に必要な資材を準備するものとする。

b) 仕様書の疑義

この仕様書について疑義がある場合には、監督官等の確認を得て、分支担当官に申し出るものとする。

品名	輸送機用誘導弾発射システムの基礎的運用研究用役務 (海上での計測器材回収に関する役務)
----	--

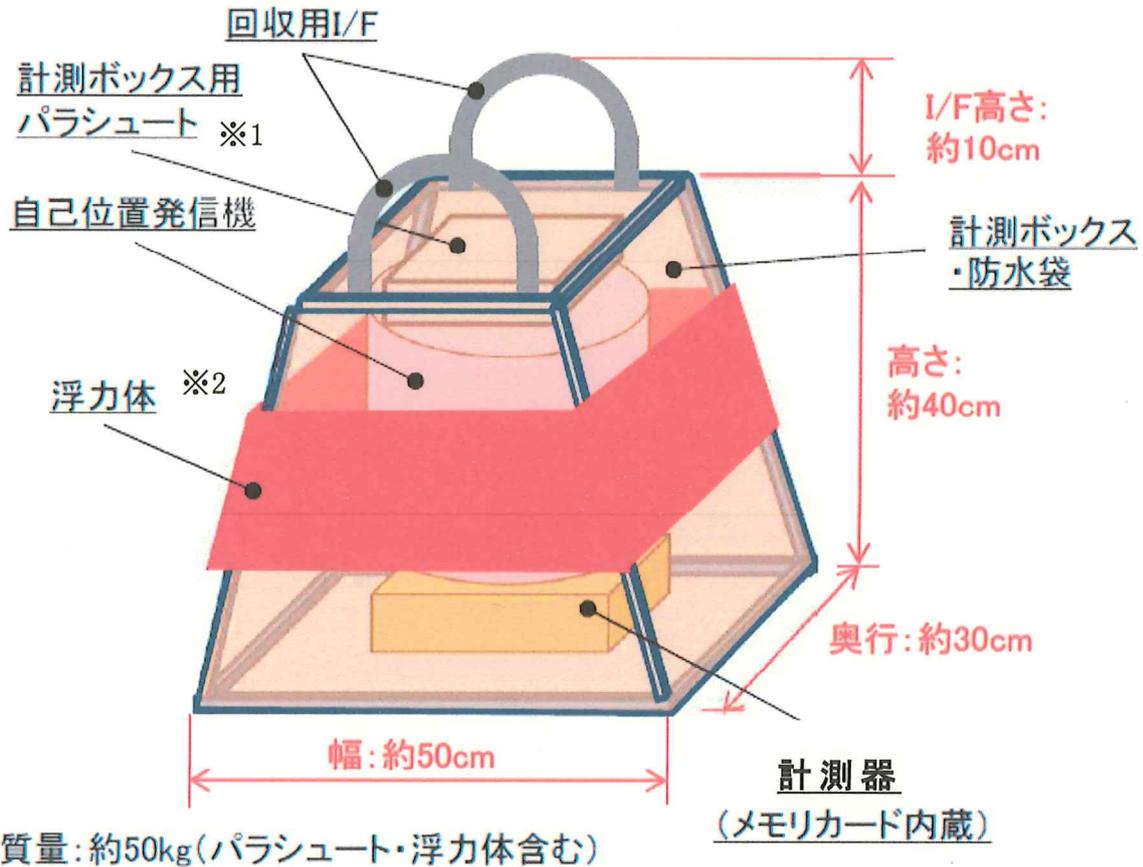
付紙

作業日誌				
会社等名 代表者名 船名	令和 年 月 日 監督官 部隊等名 飛行開発実験団 飛行実験群 航空機技術隊 階級氏名			
契約内容	契約番号	第 号	役務提供場所	
	契約年月日	令和 年 月 日		
作業概要				
天気	風向・風速	停泊位置		シーステイト
		緯度	経度	
月日	時間	細部作業内容		備考
備考				

品名	輸送機用誘導弾発射システムの基礎的運用研究用役務 (海上での計測器材回収に関する役務)
----	--

付図

計測器材の概要



※1 一部に切り欠きを入れる等により、水平方向に移動しながら落下する。細部は検討中。

※2 救命胴衣と同様に、着水を検知し、ガスにより自動膨張する機構を有する。

備考 計測ボックスの外壁は樹脂製のプレートを使用する。

計測器材用パラシュートは切り離されないため、開傘状態で海水を含んだ場合、800kgの重量になることが予想される。